

第5章 施策

1 施策展開に当たっての基本的な方針

食の安全・安心を推進する上で、札幌市には、食品衛生法や関係法令に基づく「規制」により、食品取扱施設への監視指導等を強化充実させ、事業者による自主的な衛生管理の一層の推進を図ることで食の安全を確保し、市民の健康を保護するという自治体の果たすべき責務があります。

また、条例では、札幌市の責務のほか、市民の役割、事業者の責務を定めており、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現に向けて、それぞれの役割、責務を果たすことが期待されます。

“安全・安心な食のまち・さっぽろ”は、札幌市だけで実現できるものではなく、事業者や市民がそれぞれの責務や役割を認識して、互いに信頼関係を築き、「連携・協働」を図ることで初めて実現されるものです。

このため、食品衛生法等に基づく「規制」と、市民、事業者及び札幌市の「連携・協働」を、どちらも欠くことのできない密接な関係として車の両輪にたとえ、前計画に引き続き、両者による施策を展開していくことを基本的な方針とします。



2 札幌市・事業者の責務、市民の役割

札幌市・事業者の果たすべき責務や市民の役割は以下のとおりです。

(1) 札幌市の責務

札幌市は、基本理念のもと、食の安全・安心の確保のために必要な施策を、総合的かつ計画的に実施しなければなりません。

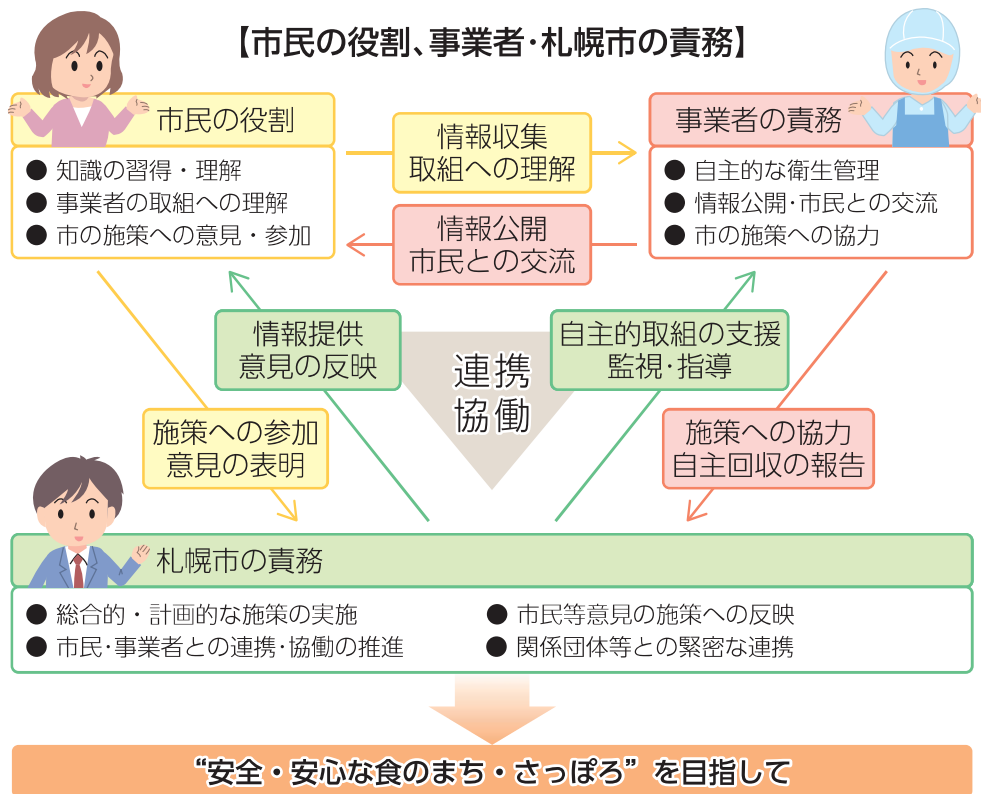
そのために、市民に正確かつ適切に情報提供し、事業者に自主的取組の支援を行うほか、施策には市民及び事業者の意見を反映させるとともに、市民、事業者及び札幌市の三者が連携・協働して食の安全・安心の確保に関する取組を進めていけるように調整役を積極的に担い、必要な環境を整えます。

また、食中毒等の事故が発生した時には、その影響が広範囲に及ぶ可能性もあることから、平常時にも増して、国、他の自治体及び関係団体等との密接な連携に努めます。

(2) 事業者の責務

事業者は、その事業活動において、市民の生命や健康に直接影響を及ぼす食品等を取り扱っていることから、法令等の遵守はもとより、食品の安全性を確保するための必要かつ適切な措置を講じるとともに、自主的な衛生管理を積極的に行うことが求められています。

また、わかりやすい表示を心がけ、正確かつ適切な情報公開や市民交流等を通じて信頼の確保に努めるとともに、札幌市の施策に協力する責務があります。



(3) 市民の役割

市民は、食品供給の単なる受け手ではなく、自らの判断で食品の購入や消費行動を選択し、意思を表明することができる大きな影響力のある存在です。この存在の大きさを自覚し、積極的な役割を果たすことが求められます。

具体的には、食品等を選択する上で必要な表示に関する知識を身に付けるなど、市民自らが健康で豊かな食生活を送るために、食品等の安全性に関する知識と理解を深め、行動するよう努める必要があります。

また、事業者の生産から販売まで（フードチェーン）における食の安全・安心に関する取組に理解を深め、自らの問題として捉え、意見を述べたり、協力したりすることで、事業者の自主的な衛生管理の取組が活性化され、促進されます。

更に、食の安全・安心の確保に関する市の施策に参加・協力し、意見を述べるなど、積極的な参画も期待されます。

3 施策の体系

(1) 施策を展開する上での考え方

第3章でまとめた課題に的確に対応するとともに、第4章の目指す都市像を実現するために、前計画で設定した施策の柱と基本施策の再構築を行い、今後、必要な取組を実践します。

前計画では、目指す都市像を実現するために2つの施策の柱を掲げ、その柱のもとに6つの基本施策を展開してきました。

第2次推進計画では、施策の柱に代えて、目指す都市像に応じた2つの施策目標「誰もが食の安全の確保の主役となる街」と「食の安心と魅力あふれる街」を設定するとともに、基本施策を各施策目標に対応するよう再整理して、事業を展開することとしています。

前計画の体系

都市像	安全・安心な食のまち・さっぽろ	
施策の柱	I：安全の確保	II：安心と魅力の創出
基本施策	1：生産から販売まで(フードチェーン)の安全確保 2：事業者の自主的取組の促進 3：危機管理体制の強化・充実 4：食品等の安全性に関する学習 5：相互理解の促進 6：食産業・観光の振興への寄与	

- ・施策の柱を施策目標に変更
- ・6つの基本施策を施策目標に対応した基本施策として再整理

第2次推進計画の体系

都市像	安全・安心な食のまち・さっぽろ	
	①食品の生産から消費まで、安全の管理が図られている。 ②個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動している。 ③一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている。	④市民と事業者との間で食に関する信頼関係が築かれている。 ⑤食の札幌ブランドに「安全・安心」の付加価値がついている。 ⑥市民や観光客が、安心して食を楽しむ。
施策目標	I：誰もが食の安全の確保の主役となる街	II：食の安心と魅力あふれる街
基本施策	1：生産から販売まで(フードチェーン)の安全確保 2：事業者の自主的取組の促進 3：危機管理体制の強化・充実 4：食品等の安全性に関する学習	1：相互理解の促進 2：食産業・観光の振興への寄与

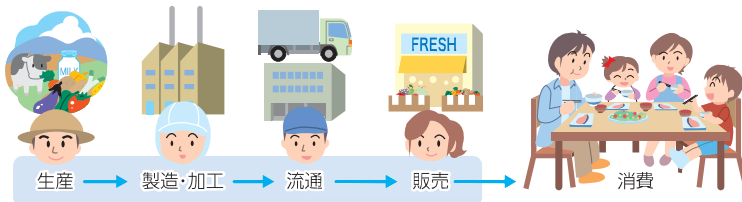
施策の体系

都市像

施策目標

安全・安心な食のまち・さっぽろ

①食品の生産から消費まで、安全の管理が図られている



②個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動している

③一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている



④市民と事業者との間で食に関する信頼関係が築かれている

⑤食の札幌ブランドに「安全・安心」の付加価値がついている

⑥市民や観光客が、安心して食を楽しむ



I 誰もが食の安全の確保の主役となる街

II 食の安心と魅力あふれる街

基本施策

基本施策1 生産から販売まで（フードチェーン）の安全確保

- 施策1 製造・加工、流通及び販売における食の安全確保
- 施策2 市内で生産される農畜産物の安全確保
- 施策3 食品表示法に基づく表示の徹底
- 施策4 国、関係団体、機関との連携

基本施策2 事業者の自主的取組の促進

- 施策1 HACCP（ハサップ）による衛生管理の推進
- 施策2 事業者の自主的取組への支援
- 施策3 札幌市の施設における自主管理の推進

基本施策3 危機管理体制の強化・充実

- 施策1 危機管理体制の整備
- 施策2 自主回収報告制度の推進
- 施策3 緊急事態への対処
- 施策4 災害発生時の食の安全確保対策

基本施策4 食品等の安全性に関する学習

- 施策1 学習する機会の提供
- 施策2 食育の推進
- 施策3 人材の育成
- 施策4 市民の自発的取組の促進

基本施策1 相互理解の促進

- 施策1 情報の発信
- 施策2 事業者取組の情報提供の推進
- 施策3 情報及び意見の交換の促進
- 施策4 表示の普及啓発

基本施策2 食産業・観光の振興への寄与

- 施策1 観光客向け施設、イベント対策
- 施策2 地産地消の推進
- 施策3 食のブランド力向上
- 施策4 中小企業等への支援
- 施策5 効果的な広報

(2) 施策目標Ⅰ 誰もが食の安全の確保の主役となる街

札幌市では、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を実現するために、施策の展開に当たっては、基本的な方針に基づき、市民、事業者及び札幌市の三者による“連携・協働”を図ることとしています。

このため、**目指す都市像**で示したイメージのうち、

- ①食品の生産から消費まで、安全の管理が図られている。
- ②個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動している。
- ③一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている。

の実現に向け、「誰もが食の安全の確保の主役となる街」を一つ目の施策目標として設定し、以下の**基本施策**を展開していきます。

- ・基本施策1：生産から販売まで（フードチェーン）の安全確保
- ・基本施策2：事業者の自主的取組の促進
- ・基本施策3：危機管理体制の強化・充実
- ・基本施策4：食品等の安全性に関する学習

(3) 施策目標Ⅱ 食の安心と魅力あふれる街

札幌市では、札幌の魅力資源の一つである「食」の付加価値の向上を目指しています。札幌の「食」を楽しんでもらい、また「食」に係る観光消費拡大を目指すためにも、「食」に対する「安心感」、つまり食品の安全性に対する信頼が必要不可欠です。札幌市や事業者は、食品の安全性確保のために様々な取組を行っていますが、これらの情報を市民や札幌を訪れた観光客に効果的に発信するなどして、両者の相互理解を深めることが、札幌の「食」に対する「安心感」の向上に寄与すると考えられます。

このため、**目指す都市像**で示したイメージのうち、

- ④市民と事業者との間で食に関する信頼関係が築かれている。
- ⑤食の札幌ブランドに「安全・安心」の付加価値がついている。
- ⑥市民や観光客が、安心して食を楽しめる。

の実現に向け、「食の安心と魅力あふれる街」を二つ目の施策目標として設定し、以下の**基本施策**を展開していきます。

- ・基本施策1：相互理解の促進
- ・基本施策2：食産業・観光の振興への寄与




【SDGsと本計画の主な関連】

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



SDGsと本計画の主な関連は下表のとおりです。

SDGs関連目標とターゲット	関連施策
 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び企業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	施策目標Ⅰ 基本施策2の施策1
 8.3 生産活動や適切な雇用創出、企業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の施策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	施策目標Ⅱ 基本施策2の施策3
 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	施策目標Ⅰ 基本施策4の施策4